
別送品手続き要領

別送品とは: 帰国の際に本人の荷物として送るもの

帰国時、機内で配布される「携帯品・別送品申告書」を2通もらい、必要事項を記入の上、日本到着後の税関で2通とも提出してください。このうち1通に税関の確認印が押されて返してもらえますので、パスポートのコピー(顔写真、日本出国時、入国時のスタンプのページ)及びビザのコピーを添えて下記宛先(WESTERN VALLEY LLC)まで郵送ください。

※この別送品申告がされませんと、お客様のお荷物は税関よりリリースされませんので、必ず、帰国後直ちに行ってください。

書類送付先

〒363-0026
埼玉県桶川市上日出谷823-7
WESTERN VALLEY LLC

TEL:(050)5539-6620

送付内容

*チェックリスト(下部を切り取って同封ください。)
*「携帯品・別送品申告書」(スタンプを押されて返してもらったもの)
*パスポートのコピー(顔写真のページ)
*パスポートのコピー(日本出国時のスタンプのあるページ)
*パスポートのコピー(日本入国時のスタンプのあるページ)
*ビザのコピー(3ヶ月以上カナダに滞在された方)
ビザはカナダ出国時にとられることがありますので、カナダ滞在中にコピーをとっておくことをお勧めします。

<*外国人登録証明書(日本国籍以外の方)>

注意!

入国(帰国)後は別送品の申告は出来ません。別送品のある方は入国(帰国)時に忘れずに申告してください。

関税について:

新品の物で20万円まで非課税
PERSONAL BELONGINGの物(使用済み)は無税

----- キ リ ト リ -----

<チェックリスト>

下記書類がすべて揃っているか再度ご確認の上このチェックリストも一緒に同封ください。

- 「携帯品・別送品申告書」(スタンプを押されて返してもらったもの)
- パスポートのコピー(顔写真のページ)
- パスポートのコピー(日本出国時のスタンプのあるページ)
- パスポートのコピー(日本入国時のスタンプのあるページ)
- ビザのコピー(3ヶ月以上カナダに滞在された方)

< 外国人登録証明書(日本国籍以外の方)>

お名前 _____

お電話番号 _____



QIC ENTERPRISES
5317 LANE ST. BURNABY B.C. V5H 2H4
tel:604-685-7119 fax:604-677-5868
www.go-qic.com funabin-cj@go-qic.com